⑶1　本工事は、カーボンニュートラル社会の実現を目指し、港湾工事（海岸工事含む）に従事する作業船（起重機船［ディーゼル式］(自航船は除く)）に対して、二酸化炭素排出量の少ない次世代燃料を使用することによるCO_2排出量の削減効果を検証することを目的とした作業船への次世代燃料導入効果検証試行工事の対象工事（受注者希望型）である。

⑶2　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性をチェックする試行工事である。

⑶3　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

⑶4　本工事は、地元作業船を使用する旨の協議があった場合に精査変更を実施する試行工事である。

⑶5　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和７・８年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けており、決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が850点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が850点以上であること。）。

⑶　平成23年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次に掲げるａ）及びｂ）の要件を満たす施工実績を有すること。

ａ）作業船により鋼管矢板井筒基礎の鋼管矢板（φ750㎜以上、Ｌ＝35ｍ以上）の打込み（圧入含む。建込み含まない）を行った工事

ｂ）作業船により場所打ちコンクリートを5,400㎥／件以上打設した工事（プレキャスト部材製作を除く）

※上記ａ）及びｂ）は別件工事の施工実績も可とする。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げるｃ）及びｄ）の要件を満たす施工実績を有すること。

ｃ）作業船により鋼管矢板又は鋼管杭（φ500㎜以上、Ｌ＝25ｍ以上）の打込み（圧入含む。建込み含まない）を行った工事

ｄ）作業船により場所打ちコンクリートを3,800㎥／件以上打設した工事（プレキャスト部材製作を除く）

※上記ｃ）及びｄ）は別件工事の施工実績も可とする。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。なお、本工事は、任意着手期間を設定しており、工事開始までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置は必要無く、工事開始日に配置すること。

なお、本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。

①　１級もしくは２級土木施工管理技士（２級土木施工管理技士にあっては、種別を「土木」とするものに限る）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が5,000万円以上となる場合には１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

・同種工事は、作業船により鋼管矢板又は鋼管杭の打込み（圧入含む。建込み含まない）を施工した工事の施工経験を有することとする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成23年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「産休等」という。）を取得した場合は、産休等期間に相当する期間（日数）を施工経験を求める期間に加えることが出来る。

⑸　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること。(詳細は入札説明書参照)

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。